

山口県報

令和4年
2月4日
(金曜日)

目 次

○告示	救急病院の認定(医療政策課).....
	道路の区域の変更(道路整備課).....
	道路の供用の開始(道路整備課).....
	県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等(会計課).....
○公告	基本測量の実施(監理課).....
	公共測量の実施(監理課).....
○選管告示	直接請求に必要な有権者の数.....

山口県告示第十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年二月四日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

医療法人長府病院 下関市長府中之町二番四号 令和七、二、三

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年二月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 山口防府線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山口市大内水上二丁目一四八八の一地先	最狭 二〇・五	最狭 一九・九	三〇・三	道路改良工 完了による。	

道路の種類 県道
路線名 山口秋穂線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
山口市鑄銭司字木船山二二一六三の一地先から 同市鑄銭司字畑奥二二七五の一地 先まで	最狭 二四・〇	最狭 二二・〇	一七五・八	道路改良工 完了による。	

道路の種類 県道
路線名 豊田前東厚保線
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	旧	最狭 最広	一〇・六・八	一一七・四	
美祿市東厚保町川東字畑ノ沖一七二 四の地先から 同市東厚保町川東 同字一七二七の 二地先まで		最狭 最広	七・四〇	一一七・四	

山口県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和四年二月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口防府線道	山口市大内水上二丁目一四八八の一地先	令和四年二月五日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
山口秋穂線道	山口市鑄銭司字木船山一二一六三の一地先から 同市鑄銭司字畑奥一二二七五の一地先まで	令和四年二月五日

山口県告示第二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、令和四年度において県が発注する業務（県庁舎等の清掃に係るものを除く。）の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達する特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

令和四年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四（政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものとする。

二 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、山口県総合防災情報ネットワークシステム（防災情報再整備）業務、山口県農林総合技術センターの精密機器等の運送業務、漁業取締船せきしょうの中間検査業務、周南流域下水道浄化センター脱汚泥の運搬及び処分業務、物品管理システム再構築業務、県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務並びに警察用ヘリコプターの整備及び耐空証明検査業務とする。

三 その他

(一) 競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）に定めるところによる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、令和四年六月中に同年十月一日以降の資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。

(三) 競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）のホームページ（https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a25200/shinsei/shinsei_r1.html）において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祿農林水産事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。



(五) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
基本測量(時空間変位確定測量)
- 二 作業の地域
山口県全域
- 三 作業の期間
令和四年一月一日から同年三月三十一日まで

(六) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年二月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量(空中写真測量)
- 二 作業の地域
下関市
- 三 作業の期間
令和四年一月四日から同年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

令和四年二月四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、八〇一
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四二、五〇五
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四二、五〇五
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一三、一八八
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	一三、一八八

令和四年二月四日印刷

発行所

山口県知事庁

副知事、 委員若しくは 委員又は公安委員 の職の請求 又は委員会の 請求	副知事、 委員若しくは 委員又は公安委員 の職の請求 又は委員会の 請求
地方教育行政の 組織及び運営に 関する法律 第八十一条	地方自治法第八十六 条第一項
<p style="text-align: right;">二四二、五〇五</p>	